HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	監査の役割と監査人の役割:企業の存続能力の評価を題材として
Author(s)	蟹江, 章
Citation	經濟學研究, 48(1), 1-13
Issue Date	1998-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32105
Type	bulletin (article)
File Information	48(1)_P1-13.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 *48−1*
北海道大学 1998.6

監査の役割と監査人の役割

——企業の存続能力の評価を題材として——

蟹 江 章

1．はじめに

1997年には，わが国の一流企業において，常識では考えられないようなことが行われていたという事実が次々と明らかになった。

いわゆる「総会屋」への違法な利益供与事件は，わが国を代表する銀行や証券会社の複数の取締役が逮捕・起訴されるという異常事態に発展した。こうした事態に，取締役の職務執行を監査する責任を負う監査役は，社会から厳しい批判を受けることになった。社会からの批判は，監査役制度の廃止をも視野に入れた商法監査制度の抜本的改革についての論議を誘発したように思われる[1]。今後の議論を注視する必要はあるが，当面，監査役制度を維持したままその運用方法に知恵を絞らざるを得ないのではないだろうか。本小稿では，監査役制度の存続を前提として，わが国における監査制度ならびに監査人の役割のあり方について議論を展開しようと考えている。

さて一方，中堅の上場ゼネコンの経営破綻によって，まるで粉飾決算と見まがうような，経営実態とあまりにもかけ離れた財務報告が行われていたことが露呈した。新聞報道によれば，東海興業が3,681億円，多田建設が770億円，大都工業が952億円の債務超過に陥っていたといわれる。三社とも直近の決算期末では100億円前後の自己資本を保有していることになっていた。多田建設と大都工業に至っては，97年3月期決算では最終損益が黒字で，5円の利益配当まで行っていたとされている[2]。それにもかかわらず，両社とも会社更生法の適用を申請して事実上倒産し，これに伴って作成された修正貸

＜表1−1＞多田建設の修正貸借対照表（抜粋）
（単位：百万円，97年6月30日現在）

	帳簿価額	修正後金額
資産合計	169,106	94,398
完成工事未収入金	8,773	2,045
不動産事業支出金等	21,814	9,596
貸付金等	16,563	1,019
未収入金	12,145	323
有形固定資産等	13,604	7,118
負債合計	154,776	171,405
短期・長期借入金	58,606	60,331
保証債務等	1,649	31,844
自己資本	14,330	▲77,008

（注）不動産事業支出金等は不動産事業支出金と販売用不動産。貸付金は短期・長期貸付金。未収入金等は未収入金，長期未収入金
（『日本経済新聞』平成9年8月5日付朝刊掲載記事の字句を一部修正した。）

＜表1−2＞大都工業の修正貸借対照表（抜粋）
（単位：百万円，97年3月31日現在）

	帳簿価額	修正後金額	備 考
資産合計	138,310	63,990	
完成工事未収入金	42,250	26,477	回収不能分を減額
販売用不動産	9,644	4,603	時価換算して減額
短期貸付金	15,928	262	関係会社他回収不能分を減額
長期貸付金	8,993	431	同上
未収入金・立替金	20,958	4,103	同上
負債合計	126,549	159,221	
短期・長期借入金,社債	78,830	59,933	
保証債務未払い金		42,996	
自己資本	11,761	▲95,231	

（『日本経済新聞』平成9年8月20日付朝刊掲載記事の字句を一部修正した。）

1）上村達男「監査役制度の改革と方向性」『税経通信』第53巻第1号，1998年，42頁。

2）「ゼネコン不信の連鎖（中）」『日本経済新聞』平成9年9月6日付朝刊。

借対照表において上記の通り債務超過に陥っている実態が明らかにされたのである（表1－1および1－2参照）。

公表財務諸表だけから判断すれば健全な経営を行っているかに見える企業が，ある日突然（もっとも，マスコミ等によって事前に経営危機説が流布されていることが多いが）経営破綻を発表するというケースが相次いでいる。こうした事態に対して，社会には，財務諸表によって公表される会計情報の信憑性に対する不信感が確実に存在すると見るべきであろう。それは同時に，公表財務諸表の信頼性を保証する財務諸表監査に対する不信感，ひいては監査人たる公認会計士に対する不信感でもある。

修正貸借対照表は裁判所の裁量のもとで作成されるため，監査人が準拠する会計理論とは異なる論理で作られる部分があるといわれる[3]。法的に更生会社の財産内容を厳格に把握しようとする手続と，会社の経営内容についての判断に資するための情報を提供しようとする企業会計とで，その論理が異なるとしても不思議ではない。しかし，債務超過に陥り経営破綻に至った会社について，計算論理の違いを強調するだけで監査人の責任を回避できるであろうか。果たして，監査人は独立性を保持して，財務諸表利用者に経営内容についての判断を誤らせない適切な監査を実施していたのか，大いに疑問が残るのである。

しかし，こうした個々の監査人の監査に臨む姿勢を追及するだけで事が済むわけではない。むしろ，経営状態が悪化している企業に対して，監査人がいかなる姿勢で臨むべきかについて，わが国に明確な基準が存在しないということこそ問題にされるべきであろう。

監査人は，被監査企業の経営状態の悪化に気づきながらそれについて何も注意喚起をしなかった場合に，財務諸表利用者から当該企業の倒産に対する責任を追及されるリスクを認識しているはずである。しかし他方で，監査人が被監査企業の経営状態の悪化に関して何らかの発言をすれば，それがかえって当該企業の倒産を誘発することになるという，いわゆる「自己実現的予言」にともなう被監査企業からの責任追及に懸念を抱いていることも確かであろう。つまり，監査人は，いずれの行動をとるにしても過酷な責任追及を受けるリスクがあり，これら二つのリスクの間で板挟みになっているというのが実情であろう。

監査人をこうした板挟み状態から解放し，監査本来の機能を確保するためには，監査人が負うべき監査責任を明確に示した上で，それについての社会的な合意を形成する必要がある。企業の存続能力に関するディスクロージャー基準と，それに対応する監査基準こそが，こうした合意を形成する場に他ならない。早急に両基準を設定する必要があろう（本小稿では，これらの基準について具体的には言及せず，専ら基準設定の前提について議論する）。

周知の通り，1997年には，上記のゼネコンの他にも多数の上場企業の経営が破綻した。これに伴う連鎖倒産も発生している。倒産企業の株主はもちろん，従業員や関連取引先等にも重大な影響が生じていることはいうまでもない。上場企業に限らず，倒産の多発は社会的に必ずしも好ましいことではないだろう。もっとも，経済合理性という観点からは，効率的でない企業を存続させることの方が社会的に好ましくないという議論もあり得よう。しかし，市場経済を前提とすれば，ある企業を存続させるか否かは，最終的には市場が決定すると考えられる。本小稿では，企業が市場から退出を迫られないような経営を実現するために，監査人がどのような役割を果たし得るのかという観点からも議論しようと考えている。そのためには，監査報告書において経営状態が悪化しているという事実を明らかにするということだけではなく，できる限り経営危機を予防するという観点が重要になっ

3）「監査への「期待ギャップ」を埋めろ」『週刊東洋経済』1997年11月22日号，47頁。

てくるのではないだろうか。

本来，企業の存続能力を維持するのは経営者の責任であり，したがって，経営者は，経営状態についての適切な認識を持ち，経営危機を予防するためにできる限りの対応策を講じる義務を負う。監査人は，経営状態の悪化に対する経営者の認識や対応を確かめ，場合によっては警告を与えることも必要になる。特に，監査役が果たすべき役割は重要である。また，会計監査について，監査役の専門性の欠如を補う会計監査人の役割にも注目しなければならない。

本小稿では，今後も企業倒産が頻発する重大な潜在的リスクが存在するという認識に基づいて，監査がその枠組みの中で企業の存続能力の評価に積極的に関与すべきことを主張する。また，企業の経営危機自体を未然に防止するために，監査人がいかなる役割を果たすことができるかについて考える。市場経済の浸透にともない，企業経営に対する市場の評価は厳しさを増すはずである。市場による評価を前提とすれば，会計情報の信頼性や経営者の行為の誠実性を保証することが監査に求められる役割である。しかし，企業倒産をできるだけ予防するという観点から，監査人は一層の貢献が可能ではないだろうか。こうした認識の下で，監査の延長線上に，意見表明という監査の枠組みを越えた「監査人」の役割を措定し，そこに早期警告システムを位置づけることを提唱しようと思う。

2．わが国証券取引法監査の論理

現在，わが国には証券取引法を根拠とする監査（証取法監査）と商法および商法特例法に基づく監査（商法監査）が存在する。本節ではまず，わが国の証取法監査の論理について考察することにする。

証取法監査は，公認会計士によって行われるもので，株式公開企業や証券市場から資金を調達する企業に義務づけられているディスクロージャー制度を支えるものとして重要な位置づけがされている。証券市場に参加する一般投資家は，企業が公表する財務諸表等によって提供される情報をもとに，いわゆる「自己責任原則」の下で投資を行わなければならない。つまり，投資が有効なものとなるかあるいは無価値になってしまうかは，ひとえに投資家自身の判断にかかっており，当該判断の結果については投資家自らが責任を負わなければならないとされているのである。したがって，証券市場において資金がスムーズに流れるためには，投資家が自らの責任で適切な判断を下すことができるように，有用で信頼できる情報が十分に与えられるということが前提とされなければならないのである。こうした要請に応えるため，情報の開示を規制するのがディスクロージャー制度であり，その中心をなす会計情報の信頼性を担保するための仕組みが，公認会計士によって実施される証取法監査（財務諸表監査）に他ならないのである。

財務諸表監査は，「情報監査」の代表的な例であるといわれる[4]。情報監査とは，「立言（言明や陳述）の内容・根拠を証拠づけることによって，当該陳述が信頼できるものであるか，あるいは妥当であるかどうかについて，意見を表明することを目的とする監査の態様である」[5]とされる。財務諸表監査の主題は企業が公表する財務諸表であり，公認会計士は，財務諸表という手段を用いて行われる経営内容に関する陳述が信頼できるものであるかどうかについて，職業専門家としての判断に基づいて意見を表明するのである。

情報監査は，ある事象についての情報化された数字や文字などの表現（シンボル）を監査するものである[6]。企業の経営活動によって発生

4）鳥羽至英「実態監査理論序説－「業務」概念との訣別－」『JICPA ジャーナル』No.485，1995年，49頁。
5）同上，49頁。
6）同上，49頁。
山浦久司「実態監査：我が国監査基準の最重要課題」『JICPAジャーナル』No.469，1994年，59頁。

する様々な経済事象は，取引として認識され会計処理されることによって会計情報というシンボルへと変換される。情報監査としての財務諸表監査では，この会計情報というシンボルの妥当性または信頼性についての意見が表明されることになる。情報監査の純化が進むと，監査人はシンボル自体の妥当性または信頼性を保証するという枠の中に閉じこもり，その背後にある人間の判断や意思決定といった行為そのものに対する価値判断に一切関与しようとしなくなるという問題が発生することには注意が必要であろう[7]。

わが国の財務諸表監査は，つい最近までまさにこうした状況にあったといえよう。公認会計士は，企業経営者らの不正行為などに起因する財務諸表の虚偽記載発見に関する責任を積極的に負担しようとはしなかった。すなわち，情報化されたシンボルの背後に存在する可能性のある，経営者らの行為への価値判断を避けてきたのである。また，被監査企業の存続能力評価の問題についても，それを情報監査の枠外に置くことによって対応を回避してきた。もっとも，最近になって，企業の不正や違法行為の発見に関して公認会計士自身の手によって監査基準が制定され，今後の対応方針が示された。しかし，企業の存続能力の評価に関しては，依然として方向性が見えないままである。

「元来，わが国の監査実務には会計原則や会計法規への機械的適合性をもって適正とする安易な考え方がある」[8]との厳しい指摘がある。こうした監査姿勢は，財務諸表監査が情報監査に過度に特化していたことの弊害であるように思われる。シンボルの背後にある判断や意思決定がどのような状況下で行われたのかを十分に検討することなく，シンボル化の手続を会計基準と機械的に照合するだけで監査判断を下してしまっているように思われるからである。

いずれにしても，わが国の証取法監査は，制度制定以来半世紀の間，専ら純粋な情報監査を指向しながら展開されてきたということができよう。

3．わが国商法監査の論理

わが国には，証取法監査のほかに商法監査がある。商法監査は，原則的には監査役によって行われる監査である。ただし，商法特例法（「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」）の適用を受ける大企業（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の株式会社）では，監査役の監査のほかに，特例として公認会計士または監査法人であることを資格要件とする会計監査人による会計監査が課せられている（商法特例法第2条）。

現行の商法監査（監査役監査）は，1899（明治32）年の商法制定によって始まったものである。しかし，監査役監査制度自体は，1890（明治23）年に制定され1893（同26）年から施行されたいわゆる「旧商法」の中にすでに見出されるものであり，100年を超える歴史をもつものである。

旧商法では，監査役は株主から選任されるべきものとされており，経営に関する株主と取締役との間の委託・受託関係に株主の代表として関与し，取締役の職務の執行を監視するという役割を与えられていた[9]。つまり，監査役監査は，取締役がその受託責任を誠実に全うしたことを確かめることを目的とした取締役の経営行為の監査，すなわち「実態監査」として構想されていたのである[10]。

実態監査とは，「シンボルとしての情報の背

7）鳥羽，同上，49頁。
　山浦，同上，59頁。
8）山浦久司「公認会計士審査会「提言」と会計士監査制度改革の課題」『企業会計』第49巻，第9号，1997年，98頁。
9）鳥羽至英「監査理論と監査史6－旧商法における監査役監査－」『南山経営研究』第11巻第2号，1996年，414－415頁。
10）同上，417頁。

後にある行為（業務）の内容，根拠，かかる行為が行われた状況等を調べることによって，当該行為が妥当なものであるのか，法令をはじめとする各種規範（自律規範も含む）に準拠したものであるのか，さらにはかかる行為が効率的になされていたかどうかについて，換言すれば，人間の行為や判断そのものの適否等について意見を表明することを目的とする監査の態様」であり，「行為の監査」ということができる[11]。したがって，旧商法の監査役監査が実態監査であるということは，それが単なる会計情報の監査ではなく，取締役の職務執行行為の監査，あるいはそれを踏まえた会計情報の監査として理解されなければならないということを意味するのである[12]。

わが国に初めて監査役監査制度を導入した旧商法は，わずか6年足らずでその役目を終えることになった。そして，1899年に現行の商法が施行されたのである。現行商法の施行によっても監査役監査の本質的な役割に変化はなく，取締役の経営責任の全う状況を監査の主題とする実態監査として認識されるべきものであったと考えられる。

ところが，第二次世界大戦後の1950（昭和25）年に，アメリカ占領軍総司令部（GHQ）の指導によって商法の大改正が行われた。この改正でアメリカ型の取締役会制度が導入されたのに伴い，監査役は会計監査だけを行う機関へと変更されることになった。なお，この変更については，改正以前の監査役の職務からいわゆる「業務監査」権限を奪ったとする見方[13]と，そもそもそれまでの監査役制度が一旦廃止され，新たに会計監査機関としての監査役制度が新設されたとする解釈[14]とがある。この改正によって，監査役監査はそれまでの実態監査としての性格を喪失し，情報監査へとその本質を変えたと理解すれば，後者の解釈が支持されるべきであろうか。

さて，この商法改正の狙いは，監査役による「業務監査」が必ずしも十分に実効性ある形で実施されていなかったことから，アメリカ型の取締役会制度を導入して，これに業務監督権限を与えることによってこの問題を解消しようというものであった。しかし，取締役会内部に職階制が存在したことが原因で，本来選・解任権を有する取締役会の監督下にあるべき代表取締役が，実際には取締役の中で上位者として位置づけられることになり，取締役会による業務執行者の自己監督は形骸化せざるを得なかったのである[15]。

1960年代（昭和40年前後）に，大規模な粉飾決算とそれに伴う大型企業倒産事件が続発した。こうした事件の背景には監査制度が十分に機能していないことがあるとして，1974（昭和49）年に再び商法が大改正されることになった。この改正によって，取締役の経営責任の全う状況を監査の主題とする実態監査としての監査役監査が復活することになった[16]。そしてこのとき，同時に商法特例法が制定され，会計監査人監査制度が創設されたのである。

会計監査人監査の主題は，商法計算規定等に基づいて作成される計算書類であり，したがってそれは情報監査であるということができる。商法監査としての情報監査は，理論的には商法の理念を反映した独自の性格をもつと考えるべきかもしれない。しかし，商法の計算書類と証取法の財務諸表とは，その内容に本質的な相違はないと考えられるし，また，監査の主体とし

11）鳥羽，前掲論文(1995年)，50頁。
12）鳥羽，前掲論文(1996年)，418頁。
13）原田晃治「監査役に期待されること－新しく監査役に就任される方々へ－」『監査役』No.370, 1996年，5頁。
14）倉沢康一郎「企業行動と企業倫理」『税経通信』第52巻第16号，1997年，89頁。
15）同上，89頁。
16）倉沢教授は，「昭和49年改正法は，従前の監査役制度そのものを復活させたものではなくて，昭和25年改正法による取締役会制度を継続させたままで，ただ，取締役会のメンバーを昭和25

ての公認会計士が情報監査を実施する際の手続および判断に有意な差異があるとは思われない。したがって，会計監査人監査は，実質的には証取法監査として実施される情報監査とほぼ同じ性格をもつと考えてよいであろう[17]。

商法上，監査役は取締役の職務の執行を監査するものとされている（第274条第1項）が，そこには本来分離され得ない関係にある[18]職務執行行為の監査と会計情報の監査という二つの要素が同時に含まれている。原則的な商法監査では，監査役が唯一法定された監査機関である。したがって，監査役は，会計に関する専門的能力に問題を残しながらも，形式的にも実質的にも二つの監査を融合した形での実態監査を行うことになる。こうした監査の形態は，実情は別として，理論上，企業の経営内容を把握しながら，経営行為およびその報告に関する実効性ある監査の実施を可能にするように思われる。

商法特例法適用企業においても，実態監査としての監査役監査の本質が変更されているわけではない。会計監査人による会計情報の監査は，あくまでも監査役のそれに追加して実施されるに過ぎないのである。しかしながら，会計監査人監査制度が制定された背景には，会計に関する専門能力を備えない監査役による「素人監査」では，1960年代に続発した粉飾決算事件の再発を予防できないとの認識があったことに疑いの余地はない。つまり，会計監査人監査制度の制定は，職業専門家による情報監査の必要性が強く認識された結果に他ならないのである。

監査役の会計監査は，会計監査人から監査結果についての報告を受けた後に実施することが可能であり（商法特例法第13条第1項および第14条第2項参照），会計監査人の会計監査が第一次的なものであって，監査役のそれは第二次的であるとの解釈がされている[19]。もちろん，監査役は会計監査人の監査の方法および結果の相当性を評価し，場合によっては自ら会計情報の監査を実施しなければならない。しかしながら，こうした解釈を推し進めていくと，商法特例法適用企業においては，実態監査としての監査役監査から「純粋な情報監査」部分が分離されることになるのではないだろうか。実際，監査役が会計監査人の監査の結果等に異議を唱えるケースがあるとは考えにくい。また，そもそも会計監査人たる公認会計士が指向してきた監査が純粋な情報監査であることから，この方が都合がよいことも確かである。

監査役監査から純粋な情報監査部分が分離されると，監査役は「純粋な実態監査」として取締役の職務執行行為の監査に専念できることから，その実効性が高まるとの考え方もできよう。しかし，情報監査への過度の特化が，情報の背後にある行為に対する監査人の価値判断を停止状態に陥れ，かえって情報監査そのものの機能を劣化させる恐れがあるのと同様に，実態監査の過度な純化にも，例えば判断材料としての情報が遮断されるというような，大いなる危険性が伴うのではないだろうか。本来分かち難い要素を分離することは，両者の相乗効果を無効に

年改正法では取締役として一元的に株主総会が選任するものとしていたところを，機能別に二元的に選任するものとしたのである」と説明している（同上，90頁。）。こうした解釈の是非についてここでは詳しく立ち入らないが，いずれにしても監査役監査が実態監査としての性格を回復したことだけは確かであろう。

なお，現代の監査役監査の本質については，拙稿「監査役監査の本質と監査役監査基準」（『経済学研究』（北海道大学）第46巻第1号，1996年）を参照されたい。

17）もっとも，商法特例法は，「会計監査人がその職務を行うに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは，その会計監査人は，これを監査役会に報告しなければならない」（第8条第1項）と規定し，会計監査人に対して実態監査的な判断を要求していると見ることもできる。

18）上村，前掲論文，38頁。

19）鈴木進一「会計監査人と監査役」『JICPA ジャーナル』No.491，1996年，55頁。

するばかりか，両者が相俟って初めて有効性を発揮する機能を阻害することにもなるという点には注意が必要であろう。

いずれにしても，わが国の商法監査は，「有効に機能していない」と社会から厳しい批判を受け続けながら，そして理論的に見ても非常に危うい問題を抱えつつも，戦後の一時期を除いて，取締役の経営責任の全う状況を監査の主題とする実態監査として展開されてきたということができるのである。

4．企業の存続能力の評価と財務諸表監査の役割

1970年代以降盛んに議論されている，監査に対する監査人の役割認識と社会の役割期待との間の食い違いであるいわゆる「期待ギャップ」(Expectation Gap)は，特に情報監査が過度に純化されてきたことによって引き起こされたと考えられる[20]。シンボルとしての会計情報の背後にある経営者の不正行為や違法行為に対して監査人がほとんど注意を払わず，その結果として，虚偽記載を含む財務諸表によって投資家が損害を被るというケースが発生した。アメリカでは，公認会計士協会(AICPA)が監査基準(SAS)を改定することによって，こうした状況に対処すべく努力していることは周知の通りである。

わが国でも同様に監査基準の作成作業が行われている。上でも触れた通り，不正行為や違法行為に起因する財務諸表の虚偽記載の発見については，公認会計士の責任が明らかにされ，経営者らの行為に対する評価・判断（不正規性ないし違法性）が要請されることになった。つまり，これまで純化を指向してきた情報監査に実態監査的要素が加味されたということができるのである。この基準は監査人の不正行為等に対する監査責任を明確化するものであり，これに沿って監査の役割に対する社会的な合意形成の努力が行われれば，この問題に関する期待ギャップは解消の方向に向かうものと思われる。

一方，企業の存続能力の評価に関する問題は，期待ギャップがより深刻な状況にある。情報監査の観点からは全く問題がないとされ，財務諸表に「無限定適正意見」を与えられた企業が，突然，粉飾決算を疑いたくなるような経営内容を露呈して破綻に追い込まれるというケースが続発している。その社会的影響は決して小さくなく，わが国の経済状況の回復にとって心理的に重大な足枷となったのは明かである。「財務諸表が企業の経営内容についての真実を反映していないのではないか」「財務諸表監査がこの事実を見逃しているのではないか」との疑念が社会に生じていても全く不思議ではない。

監査人の立場からは，情報監査としての財務諸表監査の目的は，財務諸表作成手続の会計基準への準拠性に関する意見表明にあり，経営内容の善し悪しに監査人が言及しうる余地はないし，また言及すべきではないということになろう。もちろん，財務諸表の作成手続が企業の経営状態を最もよく反映し得る形で行われていることを評価・確認した上で，財務諸表の適正性についての判断を下したのであれば，情報監査は適切に実施されたといってよい。したがって，監査人は何ら咎めを受けるいわれはないだろう。しかし，問題は，監査人が被監査企業の経営状態，さらにいえば企業会計を実施する上での前提条件でもある被監査企業の存続能力を的確に評価した上で，会計基準への準拠性にかかわる判断を下しているか否かということである。つまり，上で指摘したような「安易な監査姿勢」がなかったかが問われなければならないのである。

監査人は，被監査企業が採用した会計処理の方法等が一般に認められた会計基準に規定されているものの一つであることを確かめるという，単なる「照合作業」を行えばよいという訳ではない。当該企業が置かれている状況等を考慮し

20）山浦，前掲論文(1994年)，60頁。

て，最も適当な方法が採用されているかどうかを評価・確認した上で，それによって作成された財務諸表が企業の経営内容を適正に表示しているかどうかについて，職業専門家としての判断を下すことを要請されているはずである[21]。このとき，存続能力の評価は，避けて通れない一つの非常に重要な手続である。そして，「継続企業」という財務諸表作成の前提を含めて，すべての点で同意できるという確信を得た場合にだけ，監査人は責任をもって「無限定適正意見」を表明することができるのである[22]。

企業が財務諸表を作成する際の会計方法の選択は，最終的には経営者の責任において行われるであろう。したがって，監査人が採用された方法の適否について判断するということは，「会計方法の選択」という経営者の行為について評価することを意味する。監査人は，経営者が企業の置かれている状況をどのように認識しているのか，そしてそれを財務諸表に最もよく反映し得るような方法を採用したかについて判断することを求められているのである。こうした判断を経てはじめて，財務諸表の適正性に対する意見表明が可能になると考えられる。もし企業の存続能力に重大な疑義が生じているとすれば，その状況を適正に反映できる会計方法が採用されていることを確認しなければならないことになる。こうした判断のプロセスは，まさしく実態監査そのものであり，財務諸表監査が有効に実施されるためには，財務諸表作成の背後にある判断や意思決定に対する評価が不可欠であることを示すものである。

ただし，財務諸表監査の本質はあくまでも情報監査であり，したがって，実態監査によって得られた結論は，情報監査の枠組みの中に取り込む形で処理されることになろう（こうしたアプローチは，"disclosure theory"と呼ばれる）[23]。実態監査によって経営者の経営状態に関する認識ないしそれを反映した会計方法の選択に重大な問題点を識別した場合でも，監査人はその事実について何らかの意見を表明するという訳ではない。そうした事実が会計情報に及ぼしている影響を考慮して，財務諸表に対する監査意見に実態監査の結果を反映させることになるのである。

継続企業としての存続能力に疑義があるような場合に，経営者がそれを十分に認識しておらず，結果として経営状態を適正に反映できるように配慮した会計方法の選択を行っていないという事実が，実態監査によって明らかにされるかもしれない。監査人は，こうした実態監査からの知見を情報監査としての財務諸表監査の枠内に取り込み，財務諸表に対する意見の修正を含めて，監査報告書においてその影響を明らかにしなければならないのである。監査人が情報監査の枠内でこのような意見表明を行うためには，存続能力についてどの程度のディスクロージャーがなされるべきかを定めた基準が必要であろう。また，監査人が関与すべき範囲，つまり監査人の監査責任の範囲を明確にする基準も同時に要求されるであろう。そしてそれらの基準によって，この問題に対する情報監査の役割についての社会的合意が形成されることが望ましいのである（こうした基準についての具体的な考え方については，別の機会に検討してみたい）。

21）財務諸表の適正性の解釈に関しては，GAAPとの関係でいくつかの見解が存在する（山浦久司「適正意見の意味の再確認とわが国へのインプリケーション」『會計』第151巻第3号，3−4頁参照）。本稿で採用されている解釈は，「財務諸表の表示はGAAPに準拠し，さらにGAAPは適正に適用されている」ということをもって適正と判断する立場（GAAP適用評価説）にほぼ一致するものである。また，監査人の意見表明に関しては，アメリカの監査基準書(SAS)第69号の規定(para.04)によって指示されているものと一致した立場である。

22）拙稿「企業の存続能力に関する情報と監査報告書の役割」『會計』第153巻第4号，1998年，14〜15頁。

23）山浦，前掲論文(1994年)，60頁。

5．企業の存続能力の評価と監査役監査の役割

財務諸表監査は本質的に情報監査であり，被監査企業の存続能力の評価もその枠内で実施されることになる。財務諸表によって提供される会計情報が，当該企業の存続能力を反映するものであるかどうかが監査意見に反映される。監査意見が形成される過程では，経営者の判断や意思決定に対して実態監査の手続が実施されなければならないが，その結果自体が独立して明らかにされることはないと考えるべきであろう。

これに対して，監査役監査は，取締役が経営責任を誠実に全うしているかどうかを監査して意見を表明するものであり，実態監査としての性格をもつ。したがって，取締役の職務執行行為の適否そのものに対して監査意見が表明されることになる。

企業の存続能力を維持することが，取締役の経営責任の一部を構成することはいうまでもない。仮に経営状態が悪化している場合には，そうした状況に対する取締役の認識および当該状況に対して講じられた対応策の適否が，経営責任の全う状況を評価するに際して重大な関心事となろう。実態監査としての監査役監査は，まさにこうした関心に応えるべく，取締役の認識および対応の適否について監査して意見を表明しなければならない。そのために，監査役には，商法によって，実態監査を実施するための強力かつ広範な調査権限が付与されているのである。

会計監査の局面では，監査役は，取締役の対応の適否が十分に反映された計算書類が作成されていることを十分に確認・評価した上で，適切な監査意見を形成する必要がある。例えば，取締役の経営判断の誤りによって多額の不良在庫や不良債権が発生しているならば，評価損の計上や引当金の設定が適切に行われなければならない。こうした手続がとられず，会計情報が取締役の「経営判断の誤り」という事実を適切に反映していないならば，当該会計情報は適正であるとはいえない。適正な会計情報を作成できないようでは，会計が適切に実施されているとはいい難いであろう。また，適正な会計情報の作成を妨げるような会計方針の設定自体にも重大な問題がある。適切な会計方針に基づき適切な会計処理が行われているかどうかを確かめ，取締役の経営責任の全う状況について判断することこそが，実態監査としての監査役監査に求められる視点であろう。

適法な経営を行うことは，取締役がその経営責任を全うするための最低限の必要条件であり，これを満たしているだけでは十分ではない。たとえ適法な経営が行われていたとしても，経営活動の継続が不可能になれば株主や債権者は多大な損害を被ることになるからである。株主や債権者などの利益を損なわないような，妥当でかつ効率的な経営が行われなければならない。経営状態を健全に維持することは，取締役がその経営責任を全うするための前提条件である。監査役監査における存続能力の評価には，取締役が存続能力を実質的に維持し得るような経営行為を行っているかどうかを監査するという観点が必要であろう。

企業の存続能力は，取締役の経営判断ないし経営意思決定によって大きな影響を受けると考えられる。実態監査としての監査役監査は，存続能力を評価することを通じて取締役の経営判断ないし意思決定を評価していることになる。監査役が企業の存続能力の評価において重要な役割を果たすべきであるとの立場からすれば，監査役監査の範囲をいわゆる「適法性監査」に封じ込めることは容認できないことになる。もし企業が倒産に追い込まれたならば，適法な経営を行っていたというだけでは経営責任が誠実に全うされたとは必ずしもいえないからである。このとき問われるべきは，取締役の経営判断の妥当性である。実態監査である監査役監査は，こうした経営者の判断の妥当性を監査対象に含むものと理解されるべきであろう。

監査役監査は実態監査としての性格を強く持つものであるが，企業の経営を監査するに際し

て，会計情報の監査という観点を無視することはできない。なぜなら，企業の経営内容は，究極的には会計情報という形で要約され，把握されなければならないからである。したがって，たとえ監査役監査が実態監査として理解されるべきであるとしても，そこには同時に情報監査職能が予定されていると考えるべきである。存続能力の評価を行うに際しては，会計的に把握された経営状況に関する様々な数値データが材料となることはいうまでもない。情報監査の視点を欠いたのでは，実態監査の実効性を確保することも不可能であろう。

ところが，監査役は，資格要件として会計専門家であることを求められているわけではない。むしろ，旧商法の「商業ニ熟達シタルモノ」[24]という要件を敷衍して，「当該企業の業務内容に熟達している者」[25]であることが優先されているように思われる。したがって，監査役監査を構成する重要な要素である会計情報の監査については，必ずしも十分な実効性が確保されているとはいい難い。こうした事実が，1960年代の大型粉飾決算事件を誘発し，その反省として会計監査人監査制度が創設されたのであり，商法特例法適用企業においては，監査役監査における会計情報監査の不備が補完されることになったのである。こうした経緯に鑑み，監査役と会計監査人は，相互に緊密な情報交換および協力体制を構築することによって，実効性ある監査を実現しなければならない。また，その他の企業についても，任意に公認会計士による情報監査を受け入れるなど，何らかの措置を講じる必要があるだろう。

24）鳥羽，前掲論文(1996年)，415頁。

25）上村達男教授は，1997年11月27日，28日の両日開催された「日本監査研究学会第20回全国大会」（主催：日本大学）の統一論題報告の中で，「監査役はその会社の監査の専門家」であるとの表現を用いた。この表現は，監査役に対して，被監査企業の業務に熟達することを要請しているものと解釈することもできよう。

6．経営の健全性確保に対する監査人の役割

財務諸表監査（情報監査）にしても監査役監査（実態監査）にしても，被監査企業の存続能力の評価は，それぞれの監査の主題との関係において行われ，その結果は監査意見の形成ないし表明に関連づけられる。したがって，それは，被監査企業が健全に経営活動を継続し得る能力を備えていることを保証するのでもなければ，重大な経営危機に直面していること自体を強調しようというものでもない。あくまでも，監査の主題に対する意見表明を通じて利害関係者の判断を誤らせないようにすることが目的とされているのである。監査人の監査責任は，監査の主題に対する意見表明という形で果たされることになる。監査意見の形成過程および表明された監査意見に重大な瑕疵がなければ，監査人はその監査責任を誠実に全うしたとみなされるべきであろう。企業の存続能力の評価にかかわる監査の役割，そして監査の枠組みの中で監査人が果たすべき役割は，上で述べてきたように理解されるべきであると考えるのである。

市場経済を前提とすれば，ある企業が存続するに値するか否かについて最終的な評価を与えるのは市場自身である。存続することが合理的でないとの評価を受けた企業は，否応なしに市場からの退出を命じられることになる。もちろん，市場原理至上主義に対しては批判もあろう。しかし，われわれは，市場というものを無視できない状況の中にいることは確かである。とすれば，企業は，市場から退出命令を受けない健全な経営を維持しなければならないということになる。その第一義的な責任はもちろん経営者にある。しかし，経営者が経営状態に対して適切な認識をもっていない場合や適当な対応策を講じない場合には，できるだけ早期に警告を発するための仕組みが必要となろう。

情報監査において監査人は，監査を実施するに際して被監査企業の経営状態を適切に把握しておく必要がある。なぜならば，監査対象とな

る企業の経営状態を把握することなく，会計情報がそれを適正に反映しているか否かについて判断することは不可能だからである。また，監査人は，監査判断を固めていく過程で，被監査企業の経営活動にかかわるデータや情報を分析しなければならない。このため，監査人はそこから様々な知見を得ることができる立場にある。場合によっては，被監査企業の経営状態の悪化を示唆するような事実を認識することも十分に考えられる。このとき，情報監査の枠組みにおいては，当該事実が会計情報に適正に反映されているかどうかを判断して，会計情報に対する監査意見を表明すればよい。

しかし一方で，監査手続の実施によって得られた知見は，経営の健全性維持の観点から経営者に対して警告を与えるためのデータとしても有効であると考えられる。経営状態の悪化を示すデータに基づく早期警告システムは，経営危機の兆候をできるだけ早期に発見することによって，経営破綻を未然に防止するために是非とも必要である。こうした仕組みは，情報監査の枠組みを逸脱するものであるかもしれない。とはいえ，警告が発せられるのは情報監査の過程で経営危機の兆候となる何らかのシグナルを識別した場合に限られるとすれば，こうした仕組みを情報監査の延長線上に位置づけることは必ずしも合理性を欠くものではないと考えられる。

情報監査の枠内で実態監査手続が要求されるという点を考慮すれば，監査人は，経営危機を示唆する事実に関する経営者の認識や対応を確かめなければ的確な監査判断を下すことはできない。こうした実態監査手続を実施すれば，結果的に経営者に対して警告が与えられることになる。これを監査人の役割としてより積極的に捉えて実施してはどうかと考えるのである。すなわち，情報監査の延長線上に意見表明という「監査」の役割を超えた「監査人」の役割を認識して，ここに早期警告システムを位置づけるのである。

さらに，情報監査の過程で得られた知見が実態監査に投入されることによって，早期警告システムをより効率的に機能させることが可能になろう。会計監査人が認識した経営悪化を示唆するような事実が監査役に伝達されることになれば，監査役はより踏み込んだ実態監査の手続を実施することができるであろう。その上で，実態監査の延長線上に，取締役の経営責任の全う状況に対する意見表明という「監査」の役割を超えた「監査役」の役割を措定し，ここに早期警告システムならびに経営危機への対応勧告システムを創設してはどうかと考えるのである。

早期警告システムおよび対応勧告システムのモデルとしてわれわれが念頭に置いているのは，フランスの商事会社法によって制定されている会計監査役(commissaire aux comptes)による「警告手続」(procédure d'alerte)である[26]。

これは，会計監査役が通常の監査手続を実施する過程で存続能力に疑念を生じさせるような重大な事実を発見した場合に開始される手続で，会計監査役にとっては実施を義務づけられているものである。会計監査役は，当該事実をどのように認識し，いかに対応しようとしているのかについて，取締役社長に対して説明を求める(第1段階)。この説明によって，存続能力に対する疑念が払拭されないかまたは社長からの説明が得られない場合には，会計監査役は取締役会で当該事実に対する対応を協議するよう要求する（第2段階)。また，会計監査役は，同時に，警告手続を開始した旨を商事裁判所長(président du tribunal de commerce)に通知する。会計監査役が，取締役会の対応によっても事態

26) フランスの会計監査役による警告手続については，拙稿「フランスの会社経営難に対する内部警告と会計監査役の役割」(『會計』第145巻第5号，1994年）ならびに前掲拙稿(1998年）を参照されたい。なお，拙稿(1994年）公刊後に警告手続にかかわる商事会社法の規定改訂が行われており，手続の手順や期間などに若干の変更があるという点に注意願いたい。しかし，警告手続の基本的な考え方自体に本質的な変更はないということを付け加えておく。

が改善されないと判断した場合，あるいは取締役会において協議が行われなかった場合には，警告手続は第3段階に進むことになる。

第3段階では，会計監査役は，株主総会に対して「警告手続特別報告書」(rapport spécial d'alerte)を提出することになる。この報告書には，警告手続を開始するに至った理由やそれまでの経過，企業が抱えている問題点などが記載され，経営状態が危機的な状況にあることが明らかにされる。株主総会は，こうした会計監査役による警告を受けて，自ら対策を講じるよう迫られることになる。株主総会において何らかの対策が決議されることになろうが，それでも存続が保証され得ないと判断した場合には，会計監査役は商事裁判所長に対して報告を行うことになっている（第4段階)。

このように，フランスの警告手続は，まず企業内部において非公開の形で実施される。その段階で状況が改善しない場合にはじめて，株主らの利害関係者に対して情報が公表されるのである。つまり，この手続は，企業の経営状態に関する情報提供を目的とするというよりも，むしろ経営状態の悪化による経営破綻を未然に防止することにこそその本質を見出すことができるのである。しかし他方で，会計監査役が監査上の責任を負っている株主総会（フランスの会計監査役は会社の機関であり，株主総会によって選任される）に対して詳細な報告を行うことなく手続を進め，経営者による対応が不可能になった段階（かなり深刻な状況になっていると予想される）に至ってはじめて，株主総会に困難な対応を迫るものであるということもできる。こうした点を考慮すると，この警告手続は，監査，少なくとも情報監査の枠組みを超えたところに位置づけられるべきものであるように思われるのである。ただし，手続を開始させるのは，通常の監査手続において明らかになった事実であることから，警告手続を監査の延長線上に位置する「会計監査役の職務」として理解することができるであろう。

さて，本節で提唱した早期警告システムおよび対応勧告システムは，監査の主題に対する意見表明という枠組みを越えるものであり，監査理論上，監査人の監査責任に照らして合理性をもち得ないのかもしれない。しかし，これは，監査の延長線上に監査上の職務を超えた「監査人」の役割という概念を新たに創設しようという試みである。こうした目論見は，会計監査人としての公認会計士と監査役が緊密な協力関係を築いてこそ現実のものとなると考える。わが国の監査制度は，ともすれば情報監査と実態監査の遊離を引き起こしかねない独特の体制をとっている。しかし，ここで提唱するようなシステムを介して両監査の緊密な連携関係が構築され，情報監査と実態監査の融合によって監査の実効性が向上することが期待できるようにも思われるのである。

もちろん，「監査」の役割との明確な線引きが可能か，すなわち監査人，特に公認会計士の責任の範囲を明確化できるか，その上で社会的に合意を得られるような明確な手続基準を設定することが可能かなど，解決すべき課題は多いであろう。しかし，企業経営を監視する立場にある監査人が，その職務によって獲得した知見を監査責任の対象である利害関係者のために活用することは，監査人のもう一つの役割であるといえるのではないだろうか。

7．むすびにかえて

わが国で制度としての監査が十分に機能しないのは，資源の配分が組織間取引を通じて行われることが多いため，監査に代わる別の企業取引の監視システムが相対的優位性をもっていることによるとの分析がある[27]。しかし，規制緩和を通じて取引がこれまでよりも市場ベースで

27) 伊豫田隆俊「モニタリングシステムとしての監査と我が国監査制度の現状」『JICPA ジャーナル』No.510，1998，55頁。

行われるようになるとすれば，監査の重要性が増してくることになるともいわれる[28]。要するに，わが国では，監査がその機能を十分に発揮しうる環境が未だ整っていないが，今後わが国で進展するであろう市場経済の深化にともなって，自ずと監査がその優位性を示すことになるというわけである。

戦後のわが国の企業経営は，株主や債権者をはじめとする利害関係者の利益を図るという観点よりも，監督官庁による諸々の規制（裁量的な行政指導を含む），業界内の慣習や馴れ合い的自主規制にしたがうことに主眼を置いて行われてきたように思われる。もちろん，それが株主の利益を実現することにつながるとの認識があったのも確かであろう。しかし，こうした経営理念は，制度としての監査による監視システムよりも，監督官庁や業界団体などによる不透明な疑似的監視システムに優位性を与える結果になったと考えられる。ここに，わが国の監査制度が有効に機能しないもう一つの背景があり，この問題は監査役監査においてより顕著であったように思われる。

ところが，規制緩和が進展し，市場経済が浸透すると，もはや不透明な疑似的監視システムを前提にした経営では，市場による厳しい評価には耐えられなくなってくるであろう。そもそも擬似的監視システムそのものが消滅すると考えるべきで，これまで拠り所としてきた不透明な枠組みは取り払われることになる。とすれば，今後の経営は株主（投資家）をはじめとする利害関係者の利益を前提としたものへと転換されるべきであり，制度としての監査による監視の下で，市場からの評価に耐え得る経営が実現されなければならないのである。

監査人が企業の存続能力について言及することは，いわゆる「自己実現的予言」となるとの危惧の念が示されるのが常である。しかし，市場はたとえそうであっても監査人の関与を要求しているのであり，この要求に応えられなければ，監査自体が市場から厳しい制裁を受ける可能性がある。市場は，そこにとどまることが合理的ではないと思われる企業に対して，容赦なく退出を命じることであろう。われわれは，市場原理が徹底していないとされている日本においてさえ，この現実をいやというほど見せつけられた。今後，こうした状況が進展することこそあれ，後戻りすることはないと認識した方がよさそうである。健全な経営を維持できなくなった企業は，もはや市場から退出するほかないのである。そうならないためには，存続能力を失わないように妥当かつ効率的な経営を行うことはもちろん，経営危機の兆候をいち早く検知して有効な措置を講じうる仕組みを確立する必要がある。こうした仕組みの中で，監査人が果たしうる役割は決して小さくないように思われるのである。

28）同上，56頁。